

岩手県告示第771号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第3項において準用する同法第53条の2の3第1項の規定に基づき、県営夏川地区土地改良事業に係る換地計画を定めるに当たり、次の土地を、これを従前の土地とする地積を特に減じて換地を定める土地として指定した。

平成25年10月18日

岩手県知事 達 増 拓 也

地積を特に減じて換地を定める土地の所在等

所 在	地 番	地 目	用 途	地 積	特に減じる地積
				m ²	m ²
一関市花泉町永井字大茂	7番1	田	田	204	44
〃	37番1	〃	〃	1,013	366
〃	112番	〃	〃	1,014	522
〃	123番	〃	〃	1,013	617.25
〃	141番	〃	〃	1,112	630
〃	147番	〃	〃	748	132
一関市花泉町永井字鹿沼	3番1	〃	〃	820	443
〃	12番1	〃	〃	964	520
〃	18番1	〃	〃	818	395
〃	30番	〃	〃	815	249
〃	69番	〃	〃	1,030	493
〃	109番1	〃	〃	778	396
〃	197番	〃	〃	1,009	362
〃	226番	〃	〃	975	518
〃	270番1	〃	〃	994	192
一関市花泉町永井字神明	95番2	〃	〃	295	10
〃	98番	〃	〃	1,408	192
〃	109番	〃	〃	1,470	296
〃	110番	〃	〃	1,890	213
〃	126番2	〃	〃	1,183	175
〃	132番	〃	〃	1,942	422
一関市花泉町永井字南小茂	100番	〃	〃	661	208
〃	101番	〃	〃	678	325
〃	104番	〃	〃	3,680	980
〃	172番1	〃	〃	1,032	367
〃	172番2	〃	〃	1,020	367
〃	242番1	〃	〃	399	199
〃	279番	〃	〃	405	82